

◇職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 災害応急作業等派遣手当を支給しない職員を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和6年5月30日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和6年1月1日から適用することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）